

消費生活センターがスタートしました

社会の多様化や情報化、複雑化に迅速かつ適切に対応するため、4月1日から「消費生活センター」を開設しました。今回は、市民の皆さんが安心して豊かな消費生活を送れるよう消費生活センターの活動について紹介します。

消費生活センターでは、電話や来所などによる年間 1,000 件を超える相談に対応するとともに、悪質商法による苦情対応や被害回復のためのあっせんなどを行っています。また、消費者自身で被害を未然に防げるよう、さまざまな方法で消費者教育や啓発活動に取り組んでいます。例えば、振り込め詐欺被害は、遭ってしまってからでは被害の回復が難しいので、県内で被害発生情報があれば、すぐに危機管理課と連携して、緊急パトロール車を出動させ、注意を呼び掛けています。

また、毎月第4金曜日の午前10時30分からは、えふえむ草津(FM78.5MHz)で「ラジオ寸劇」を交えながら、「悪質商法から身を守る方法」を楽しく分かりやすくお伝えしています。

最近では、高齢者や障害者に社債や未公開株などの投資商品を売りつける、詐欺まがいの業者による被害が目立ちます。クーリングオフ（無条件解約）期間でも、業者と連絡が取れなかったり、業者が開き直ったりと、クーリングオフができないケースもあります。

消費生活でお困りのことは、消費生活センターに相談してください。